

Title	フランス担保法の現在（二）：倒産手続における処遇の観点をふまえて
Author(s)	齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2019, 69(2), p. 119-120
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87219
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

フランス担保法の現在（二）

——倒産手続における処遇の観点をつまえて——

齋藤由起

以下では、本誌前号に引き続き、二〇一九年三月九～一〇日に大阪大学法経研究棟大会議室において開催された日仏シンポジウム「フランス担保法の現在——倒産手続における処遇の観点をつまえて——」のフランス側の個別報告のうち、セヴリーヌカブリヤック（白石大／訳）「債権上の担保と倒産法」、ジュリアンテロン（村田健介／訳）「所有（権）留保の再解釈に向けて」、フランソワーズペロシヨン（山代忠邦／訳）「担保のために移転された所有」を掲載する。

第三セクション「約定物的担保と倒産手続」において報告されたカブリヤック教授の主報告に対する対照報告において、山野目章夫教授（早稲田大学）は、日本の債権譲渡の公示制度にも、一般法（民法）と特別法（動産債権譲渡特例法）の二種類のものがあることを紹介し、いわゆるサイレント方式による対抗要件の具備を認める動産債権譲渡特例法の適用範囲は、債権の譲受人が金融機関に限定されるダイイ法とは異なり、譲渡人が法人であること以外の制限がなく、また、債権質権の設定とあらゆる種類の債権譲渡が公示可能であることをなどを指摘した。

また、第四セッション「担保目的の所有」におけるテロン教授およびペロション教授の主報告に対する対照報告において、荻野奈緒教授（同志社大学）は、日本の倒産手続では、フランスとは異なり、非典型担保（所有型担保）は典型担保（従来型担保）と同じように扱われていることなどを指摘したうえで、フランスにおいて、従来型担保が「冷遇されている」なかで、所有型担保が優遇されているのはなぜか、また所有型担保のなかでも担保目的信託よりも所有権留保の方がより有利な扱いを受けているのはなぜかといった疑問点を指摘した。

本シンポジウムの開催にあたっては、公益財団法人社会科学国際交流江草基金および公益財団法人民事紛争処理基金の助成を受けた。支援に対して重ねて謝意を表したい。

「前回分追記」 本連載の前回（本誌六九巻一四九～一五〇頁）において紹介したフランスにおける企業の成長及び変革に関する法律案（PACTE法案）は、二〇一九年四月一日に国民議会において最終的に可決されて内容が確定した後、パリ空港の民営化等の憲法適合性を審査するために憲法院に付託されていたところ、前号の最終校正後である同年五月一六日に、一部違憲決定が出され（C. Const. n. 2019-781 DC du 16 mai 2019）、その後の企業の成長及び変革に関する二〇一九年五月二二日の法律第四八六号として成立した（JORF n. 0119 du 23 mai 2019）。担保法改正のためのオルドナンスへの授權に関する同法案一六条は、同法律六〇条に条文番号が改められた。